

質問回答書

案件名称	北部方面管理事務所管内ほか3管内の事業所で使用する都市ガス 77,582m ³
回答掲載期間	令和 7 年 8 月 6 日 10 時 00 分から令和 7 年 8 月13 日 10 時 00 分まで

番号	質問	回答
1	入札説明書 落札決定後に提出するもの 提出時期に関しまして「落札決定日の翌開庁日から5開庁日以内(目安)」と記載がございますが、ご契約書等代表者印が必要なものに関しましては、ご提出までにお時間がかかります。5日以内に間に合わない場合は、期限を延長いただくことは可能でしょうか。	提出時期は目安になりますので、落札決定日の翌開庁日から5開庁日を過ぎての書類のご提出も可能ですが、落札決定後は速やかに書類のご準備をしていただきますようお願いいたします。なお提出までに5開庁日を過ぎる場合には、本市担当者まで提出可能な時期をご連絡ください。
2	仕様書6ガス料金単価調整(1) 「原料費の変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときの単価調整は、毎月行うこととする。」と記載がございますが、弊社が落札させていただいた場合は、弊社供給条件及び料金表に基づき、原料費調整額は毎月変動いたします。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書「6 ガス料金単価調整(1)」に記載のとおり、毎月のガス料金を算定するにあたり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、落札業者の供給条件に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができます。
3	仕様書7ガス料金の算定 「ガス料金は、1ヶ月(前月の検針から当月の検針までの期間)の使用量により算定する。」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。	算定期間については了承します。 なお、当該契約における仕様書の変更はできません。
4	仕様書9ガス使用量の測定方法及び検針日、ガス調達契約書(計量及び検査)第7条 検針を行うのは一般ガス導管事業者様となります。弊社は行いません。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	検針については了承しますが、外部委託される場合は、その都度、発注者に再委託承諾を得てください。 なお、当該契約における契約書の変更はできません。
5	ガス調達契約 冒頭部分 単価、(別紙)(料金算定方法)第2条 「単価(消費税及び地方消費税を含まない)」と記載がございますが、弊社が落札させていただいた場合、弊社供給条件及び料金表に記載の内容でのご契約となります。その為、単価契約は致しかねます。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、ご契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。	料金の算定については、ガス調達契約書第1条第4項及び同契約書 別紙第2条並びに仕様書7に記載のとおりです。 また契約書に記載する単価については、契約金額欄に記入する年間の予定ガス使用量の金額(総価)から、年間の使用量を割っていただいた金額をご記入ください。 なお、当該契約における契約書の変更はできません。
6	ガス調達契約書 弊社にて取り扱っている単価は税込単価となります。弊社が落札させていただいた場合は、こちらの記載を変更いただけますでしょうか。	契約書に記載する単価は消費税及び地方消費税を含まない金額となります。 なお、当該契約における契約書の変更はできません。
7	ガス調達契約書(計量及び検査)第7条 検針によって計量した使用量をすみやかに発注者に通知するものとする。」と記載がありますが、弊社からのご使用量のお知らせに関しましては、弊社からお送りする料金の請求書にご契約全体のガス使用量が記載されます。もしくは、WEBにてお客様ご自身でご確認をいただく方法となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
8	ガス調達契約書(料金の支払い及び遅延利息)第9条 毎月の料金のお支払期日について、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めの日となります。ご了承いただけますでしょうか。	料金の支払いにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第6条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日(初日算入、支払期日が閉庁日の場合は前開庁日)となります。

9	ガス調達契約書(料金の支払い及び遅延利息)第9条3項 延滞利息について、弊社供給条件では「その算定の対象となる 料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセント の割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承 いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容を ご変更いただけますでしょうか。	遅延利息については、本市のガス調達契約書第9条第3項の とおりです。 なお、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
10	ガス調達契約書(料金の支払い及び遅延利息)第9条 弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振 替」または「振込用紙による支払(弊社所定の振込用紙)」とな ります。(振込に要する費用は、お客様負担となります)ご了承 いただけますでしょうか。 また、2025年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたは スマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合 は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承 いただけますでしょうか。	了承します。 なお、支払いのために徴する請求書又は振込用紙には、会計 規則第65条に掲げる事項の記載が必要です。
11	ガス調達契約書(補則)第16条 本契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料 金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょ うか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけま すでしょうか。	ガス調達契約書第16条に記載のとおり、落札決定後の協議と します。 なお、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
12	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の 「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	契約書は本市の様式にて作成となります。
13	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不 可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による 契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書に よる取り扱いとさせていただきます。※「電子契約サービス「ク ラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」を参照ください。	契約書は本市の様式にて作成となります。
14	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱 いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約 手続きを行うことは可能でしょうか。	契約書は本市の様式にて作成となります。
15	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として 契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょ うか。	貴社の「契約申込書」の内容がどのようなものか存じ上げませ んが、契約書は本市の様式にて作成となります。 また、ガス供給にあたって契約書の他に必要な手続きがある場 合は落札決定後の協議となります。
16	仕様書12緊急時の対応(2) 弊社は臨時供給設備を保有しておりませんので、一般ガス導 管事業者様にてご対応をさせていただきます。ご了承いただけ ますでしょうか。緊急時については、一般ガス導管事業者様に 協力を行い対応いたします。	仕様書に記載のとおりです。
17	仕様書 5 ガス料金の算定基準 (1) 「入札時原料費料金単価は、令和6年4月から令和7年3月の 平均適用料金を基準とする」と記載がございますが、令和6年4 月から令和7年3月の期間で弊社がガス料金の請求時に実際 に使用した単価の平均値を用いて入札金額を算定するという 認識でお間違いないでしょうか。また、その場合、国の「電気・ ガス料金支援」に基づく値引き後の単価と値引き前の単価のど ちらを使用すればよろしいでしょうか。	入札金額の算定につきましては、お見込みのとおりです。 また、入札時の適用価格については「電気・ガス料金負担軽減 支援事業」に基づく割引額を含まない単価を使用して下さい。